## 県発注工事における社会保険等未加入の 下請業者に対する加入指導等について

本県では、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、社会保険等 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)未加入対策として、今年度から社会保険等 未加入の建設業者を入札に参加させないこととしたところです。

このたび、県発注工事における社会保険等未加入対策を強化するため、<u>平成27年11月1日以降に契約(元請契約)する県発注工事において、社会保険等未加入の建設業許可を有する下請業者(加入義務がある者に限る。)が確認された場合、建設業</u>許可担当所属へ通報し、当該下請業者に対する加入指導等を行うこととしました。

建設業における社会保険等への加入に関し、元請企業及び下請企業の役割と責任等 を示した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(国土交通省制定)の趣 旨を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

参考:「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(抜粋)

第2 元請企業の役割と責任

(中略)

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険 に加入しない建設業者は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であること (公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照) <u>を踏まえる必要がある。</u>

このため、<u>下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。</u>(中略)

ついては、<u>下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべき</u>であり、<u>遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。</u>